(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び山北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
神奈川県相模原市緑区小渕字西畑一二三の一から一二三の一〇まで、一二三の一三、一二三の二一、一二三の二二、一二三の六三、一六五の六、一六五の一二、一六七の一、一六七の一、一六七のロ、一六七のハ、一六七のニ
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
神奈川県南足柄市矢倉沢字上峯一八二九の一、一八三八、一八四三、字丸山一九一一の一八、足柄上郡松田町寄字八十八番六六一八、六六一九、字百十九番六九三二、六九三四、字百二十一番六九七二のイの一、六九七二の二、六九七四、六九七五の三、六九七六の一、六九八〇、六九八三、六九八五、字百二十三番六九九六の一、六九九九の一、七〇〇〇、七〇〇一の一、七〇〇二の一、七〇〇九の一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁並びに南足柄市役所及び松田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
(一)　愛知県岡崎市大高味町字長沢二（次の図に示す部分に限る。）、七、鹿勝川町字宮下一七の二三から一七の二五まで
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十一日

農林水産大臣　林　芳正

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
愛知県岡崎市石原町字東横手一〇〇の一、一〇〇の一四、一〇〇の二二、一〇三、字黒石一七の八、字西田原坂一三から一五まで、一七から一九まで、二五の一、二六の一、四八、五〇の一、五〇の二、五一、五二、五七、五八の一、五八の二、八二、八三、八六、八七、九六、九七、一〇二の五、一一一、一一五、一一六、一二〇から一二二まで、一六・二一・二二・二四・四五・四六・八四・一〇二の一・一〇二の二・一〇二の四（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）、字高埜四の一（次の図に示す部分に限る。）、字宮ノ入四四の二四、四四の二五、字梅ノ入二の一、五の一、桜形町字一本柿五七の二（国有林）、五七の一（次の図に示す部分に限る。）、字鍛治屋畑四一・四八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、毛呂町字葉梨二五、三〇、三一、鍛埜町字中切二八の二（次の図に示す部分に限る。）、宮崎町字杣坂通一〇〇、西尾市東幡豆町入会山一の二二八・一の二三四・一の二三五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、南沢一七、一八、大境一七の二（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
愛知県新城市作手荒原字雁峰一の一、一の九八、一の一〇二、一の一〇三、一の一〇五、一の二八五、二、富岡字南川六四の一（次の図に示す部分に限る。）、六四の一一七、字東足柄三の一・字西門沢三の一・四の二三一・字東川六〇の五六・字釜石二七の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、二七の八二、四〇の一、四〇の五、四〇の一二、愛郷字河合タレ二の一、二の一一、二の六〇、下吉田字城山一の三四・一の三五・一の三八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一の三六、上吉田字香木立一の一・一の四・一の九・一の一六・一の一七（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一の二、一の三、一の五から一の八まで、一の一〇から一の一五まで、一の一八、川合字西山四の三、四の四
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び新城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
愛知県新城市作手荒原字雁峰一の一、一の九八、一の一〇二、一の一〇三、一の一〇五、一の二八五、二、富岡字南川六四の一（次の図に示す部分に限る。）、六四の一一七、字東足柄三の一・字西門沢三の一・四の二三一・字東川六〇の五六・字釜石二七の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、二七の八二、四〇の一、四〇の五、四〇の一二、愛郷字河合タレ二の一、二の一一、二の六〇、下吉田字城山一の三四・一の三五・一の三八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一の三六、上吉田字香木立一の一・一の四・一の九・一の一六・一の一七（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一の二、一の三、一の五から一の八まで、一の一〇から一の一五まで、一の一八、川合字西山四の三、四の四
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び新城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
愛知県新城市富岡字猫藪二二の一、二二の四八、二二の五二
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び新城市役所に備え置いて縦覧に供する。）